

# 『守護國家論』の一考察

宮川朋子

## 一、はじめに 一問題の所在

日蓮聖人が三十八歳の時に述作された『守護國家論』は、聖人の初期の教学の重要な著述であることが指摘されている。すなわち、『守護國家論』に関連する研究論稿を、戦後昭和三十年以降から今日までを、管見ながら整理を試みると、二十二本の研究があり、つぎの四種に区分できる。①聖人の教義である五義の面からの研究<sup>(1)</sup>、②聖人における本化教学の構築という面からの初期教学の研究<sup>(2)</sup>、③聖人の浄土教批判の面からの研究<sup>(3)</sup>、④『守護國家論』における引用經典の中からの研究<sup>(4)</sup>である。

これらの研究を日蓮聖人の法華經の行者としての不惜生命の生き方という面に着目し、概観するとき、④の研究が浮かび上がってくる。すなわち、久住謙是氏と高木

豊氏の研究である。

そこで、この二氏の研究を確認してみよう。

久住謙是氏の論稿「日蓮聖人の正法護持における涅槃經引用について」は、日蓮聖人の正法護持思想という視点から、聖人の引用された『涅槃經』について研究したものである。すなわち、日蓮聖人が末法における謗法の事実と、正法護持者への迫害の相関関係として遺文中に引用されている『涅槃經』の文は、以下の五文である。

(1) 「若善比丘、見壞法者、置不呵責駁遣挙處、當知、是人仏法中怨、若能駁遣呵責挙處、是我弟子真声聞也<sup>(5)</sup>」

(2) 「似像持律少讀誦經、貪嗜飲食長養其身<sup>(6)</sup>」

(3) 「雖著袈裟猶如獵師、細視徐行如貓伺鼠<sup>(7)</sup>」

(4) 「實非沙門現沙門像、邪見熾盛誹謗正法<sup>(8)</sup>」

(5) 「於惡知識生畏懼心<sup>(9)</sup>」

これらの経文を日蓮聖人が引用される意図は、聖人にとつて弘教実践の法華經の行者の証しであるとの指摘がなされている。この引用文に注目してみると、(1)と(5)の文は『守護國家論』が初見である。<sup>(10)</sup>

次に、高木豊氏の論稿「初期日蓮における『涅槃經』の受容—『守護國家論』をめぐって」<sup>(11)</sup>は、鎌倉新仏教における法華經・『涅槃經』受容という視点から初期の日蓮聖人における『涅槃經』受容を『守護國家論』を中心研究されたものである。高木氏は日蓮聖人の『涅槃經』引用を著作と書状および『注法華經』において整理し考察されている。そして、日蓮聖人の『涅槃經』引用が弘通活動をはじめてから晩年に至るまで生涯を通じて引用されていたことを確認され、聖人の五大部にも引用がみられることから基幹的著作を構築する支柱の一つに『涅槃經』があつたとの指摘がなされている。

さるに、日蓮聖人の著作・書状の中で最も多く『涅槃經』の引用をされたのは『守護國家論』であると指摘され、『守護國家論』における『涅槃經』引用を十三の項目から考察されている。その中で、高木氏は科文ごとに引用の文脈を整理され、『守護國家論』の『涅槃經』引用で注目されるのは大文第四以下の引用であるとし、その一つとして謗法と護法をあげている。そして、その謗法と護法において、『涅槃經』寿命品「若善比丘、見壞法者、置不呵責駁遣舉處、當知、是人仏法中怨。若能駁遣呵責舉處、是我弟子真聲聞也」<sup>(12)</sup>の一文をあげ、「弘法者日蓮の生涯を貫いて、その支えとなつた経文」との指摘をされている。すなわち、日蓮聖人の謗法に対する正法護持の姿勢からこの一文に着目されたのである。

以上、二氏の研究を確認すると、着目すべき点は、両者の指摘が前掲『涅槃經』寿命品の文に存することである。つまり、日蓮聖人の法華經の行者としての不惜身命の生き方に、末法の謗法と正法護持とが深く関わっていることが、この文の引用から知られる。

ところで、日蓮聖人の遺文中における前掲『涅槃經』寿命品の文である「仏法中怨」の引用を管見ながら確認すると、正元元年の『守護國家論』から弘安二年の『滝泉寺申状』までの十遺文<sup>(13)</sup>があげられる。十遺文の中に、公的勘文である『立正安國論』にも引用がみられる。その引用内容を確認すると、第五段において『立正安國論』を上奏する理由として「仏法中怨」の文をあげ、日蓮聖人の仏弟子としての自覚と眞の仏弟子としての態度や姿勢が表示されていることである。

このように、「仏法中怨」の引用は、聖人における謗法呵責と正法護持という側面と仏弟子としての生き方を支える文であることが確認できる。

そこで本稿においては、日蓮聖人の法華經の行者としての不惜生命の生き方の出発点として聖人初期の著述である『守護國家論』に注目したい。そして、『守護國家論』において初見である『涅槃經』壽命品の「仏法中怨」の引用文を通して日蓮聖人の仏弟子としての姿勢について確認したい。

では、「守護國家論」の「仏法中怨」の引用について確認する前に、まず『守護國家論』の構成について確認したいと思う。

## 二、『守護國家論』の構成

周知の通り『守護國家論』は初期の日蓮聖人の淨土教批判の代表的な著述である。本書の執筆理由は聖人自身がその序文において、次のように記されている。

予歎此事間造一巻書顯選択集謗法縁起一名号  
守護國家論ト願一切道俗止一時世事一種永劫善  
苗。今以経論一直邪正。信謗任仏說敢無  
存スルコト<sup>(14)</sup>自義<sup>(15)</sup>

すなわち、執筆の目的は法然の『選択集』の謗法を明らかにすることにあるというのである。日蓮聖人が法然の『選択集』の謗法を明らかにしようとされたきっかけは聖人の次の文に明らかなように、正嘉元年の大地震や相次ぐ天災地変である。

見此經文祈二世間安穩而國起三災可レ知二惡法流布故。而當世隨分雖レ祈二國土安穩去正嘉元年大地大動同一年大雨大風失苗實定喪レ國惡法有此國歟勘也<sup>(15)</sup>

日蓮聖人は相次ぐ天災地変を目の当たりにし、その原因は日本国に釈尊の正しい教えを否定する、悪法が広まっている謗法にあるとされ、その謗法を対治することで日本国が平穏になると考えられたのである。

また、その方法は序文において「今以経論一直邪正」と記されているように、仏法の正邪を私見ではなく経論に基づくことを明らかにしている。ここに日蓮聖人の、文献主義的な立場が確認できる。<sup>(16)</sup>

ところで、『守護國家論』の構成は、聖人自ら以下のよう科段を設けられている。

第一章 明下於如來經教一定中權實一教上  
第一節 明下出大部經次第一攝中流類上

## 第二節 明<sub>ス</sub>諸經<sub>ノ</sub>淺深<sub>ヲ</sub>

## 第三節 明<sub>ス</sub>ルコトヲ定<sub>ニ</sub>大小乘<sub>ヲ</sub>

## 第四節 明<sub>ス</sub>且可<sub>ク</sub>捨<sub>レ</sub>權就<sub>レ</sub>實<sub>ニ</sub>

## 第二章 明<sub>ス</sub>正像末興廢<sub>ヲ</sub>

## 第一節 明<sub>ス</sub>爾前四十余年內諸經與淨土三部經一於<sub>テ</sub>末法久住不<sub>レ</sub>久住<sub>ヲ</sub>

## 第二節 明<sub>ス</sub>法華・涅槃與淨土三部經並諸經久住不<sub>レ</sub>久住<sub>ヲ</sub>

## 第三章 明<sub>ス</sub>選<sub>レ</sub>集<sub>ノ</sub>誹法緣起<sub>ヲ</sub>

## 第四章 明<sub>ス</sub>出<sub>レ</sub>下<sub>テ</sub>可<sub>レ</sub>對<sub>ニ</sub>治<sub>ス</sub>誹法者<sub>ノ</sub>証文<sub>ヲ</sub>

## 第一節 明<sub>ス</sub>以<sub>ニ</sub>付<sub>レ</sub>中<sub>ス</sub>屬<sub>ヲ</sub>國王大臣並<sub>ニ</sub>四衆<sub>ヲ</sub>

## 第五章 明<sub>ス</sub>難<sub>レ</sub>值<sub>ニ</sub>善知識並真實法<sub>ヲ</sub>

## 第一節 明<sub>ス</sub>難<sub>レ</sub>受<sub>ニ</sub>人身難<sub>レ</sub>值<sub>ニ</sub>仏法<sub>ヲ</sub>

## 第二節 明<sub>ス</sub>雖<sub>ニ</sub>下受<sub>ニ</sub>難<sub>レ</sub>受<sub>ニ</sub>人身<sub>ニ</sub>值<sub>ニ</sub>難<sub>レ</sub>值<sub>ニ</sub>仏法<sub>ヲ</sub>

## 知識<sub>ニ</sub>故<sub>ニ</sub>二惡道<sub>ヲ</sub>

## 第三節 正明<sub>ス</sub>下為<sub>ニ</sub>末代凡夫<sub>ニ</sub>善知識<sub>上</sub>

## 第六章 明<sub>ス</sub>下依<sub>ニ</sub>法華涅槃<sub>ニ</sub>行者用心<sub>上</sub>

## 第一節 明<sub>ス</sub>下在家諸人以<sub>ニ</sub>護持<sub>ニ</sub>正法<sub>ヲ</sub>可<sub>レ</sub>離<sub>ニ</sub>生死<sub>ヲ</sub>

## 第二節 明<sub>ス</sub>下但唱<sub>ニ</sub>法華經名字計<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>離<sub>ニ</sub>二惡道<sub>ヲ</sub>

## 第三節 明<sub>ス</sub>涅槃經<sub>ハ</sub>法華經<sub>ノ</sub>成<sub>ルコトヲ</sub>流通<sub>ト</sub>

## 第七章 隨<sub>テ</sub>問而答<sub>フ</sub>

では、その概容について各章ごとに確認してみよう。<sup>(17)</sup>

第一章では、釈尊の説かれた教には方便経と真実経との区別があることを、天台大師の五時判を継承され、法華最勝真実を証明する二乗作仏、久遠実成の説不説によって明かされる。そして、方便品、寿量品によつて法華経だけが大乗であることを明かし、方便経を捨てて真実の経である法華経に帰依すべきことを譬喻品、宝塔品、勸発品、薬王品、神力品等の諸品及び『涅槃經』如来性品の十文をあげて述べられている。

第二章では、仏滅後の正法・像法・末法の三時における仏法の興廃について述べられ、末法に久住すべき法は法華経であることを爾前諸経や淨土三部経と比較されかされる。そして、法華経は諸経が滅びても永く衆生を利益しつづけるとして、末法の時代に最も相応した教えであることを法師品、宝塔品、勸持品、囑累品、薬王品等を法華経の久住を顯す証文としてあげている。

第三章では、『選<sub>レ</sub>集<sub>ノ</sub>誹法緣起<sub>ヲ</sub>』が正法たる法華経を誹謗する邪惡の書であることを『選<sub>レ</sub>集<sub>ノ</sub>』の五失をあげて具体的に指摘される。五失とは、第一には、一代聖教を聖道門・

難行道・雜行と淨土門・易行道・正行に分け、末代劣機の立場から法然は法華經や真言經なども難行や雜行に入れて仏の化導に背き、道俗を迷わした失。第二には、法然の引用した曇鸞、道綽、善導は爾前大乘についての教判であり、法華經を難行や雜行には入れてはいないので法然が私的に法華經や真言經なども難行や雜行に入れてしまい、先師の本意に背いた失。第三には、法然自身の私的な意見により法華經や真言經等の行者を群賊等に譬える失。第四には、法華經を千中無一と評し、法華經を行ずる者に不安や疑惑を生じさせた失。第五には、自分自身だけではなく、他人にも勧めて眞実經を捨てて方便經に入らせた失である。

第四章では、謗法の者を根絶しなければならない証明の経文として、はじめに『仁王經』をあげて、仏は仏法をまず国王に委嘱する、故に國を治めるものは仏法によつて國を治めなければならぬということを示される。次に、『大集經』によつて王や臣下が正法を護り、邪法を正さなければ国内に三災が起ることを示され、続いて『涅槃經』をあげて、惡法を弘める僧をいましめ、正法を弘める僧を守護するものは無上道を覺ることができることを示されている。そして、惡法が弘まつた國は護国

の諸天善神が國を捨てて去つてしまふとして『金光明經』等をあげ、謗法対治の任に当るべき者として國主を想定されている。

第五章では、善き師と眞実の仏法とは値いがたいことを『涅槃經』をあげて示されている。はじめに、人間に生まれることは希であり、仏法に値うことも希であることを『涅槃經』迦葉品の「爪上の土」の文をあげて示され、また、希に人間に生まれ仏法に値うことができても、悪師に値えれば三惡道に墮ちることを『仏藏經』や『涅槃經』の迦葉品、高貴德王品等の文をあげて示される。そして、末代の眞実の善師は法華經・『涅槃經』であることを明かされ、教法を善師とすることの証拠として『涅槃經』如來性品の「依法不依人」等をあげられている。

第六章では法華經・『涅槃經』を信仰する行者の心得として、在家の信者が正法を護持すれば生死の苦を離れて示される。続いて、仏弟子の中から仏法を破壊する者が現れることを『仁王經』をあげて示され、『選択集』がそれにあたるとして、世間一切の人々に対しても正法を信じることをすすめられるのである。そして、法華經信仰者は題目を唱えることにより、地獄・餓鬼・畜生の三

悪道に墜ちることを免れることができ、さらに日本国は法華經や『涅槃經』と深い因縁を有する仏国であり、法華經・『涅槃經』の行者の住するこの娑婆世界こそが淨土であると説かれている。

第七章では、「問い合わせて答う」として、法華經信仰者に対する諸宗の論難とそれへの対処の仕方が述べられている。

以上が全七章の概容である。

さて、再びここで日蓮聖人の法華經の行者としての不惜生命の生き方に注目をすると、第四章の「明<sub>ス</sub>出<sub>トヲ</sub>」可<sub>キ</sub>對<sub>レ</sub>治<sub>ス</sub>謗<sub>ヲ</sub>法<sub>者</sub>「証文<sub>上</sub>」があげられる。すなわち、日蓮聖人は第四章の第二節において法然の謗法を明らかにする理由として、『涅槃經』寿命品の「仏法中怨」の経文をあげられている。

それでは、次にその引用内容について確認してみたいと思う。

三、『守護國家論』における「仏法中怨」の引用について

日蓮聖人は『守護國家論』の第四章の第二節において、法然の謗法を指摘することは、『梵網經』の比丘等の四

衆を誹謗する波羅夷罪になるのではないかという問い合わせをして、「涅槃經」迦葉品をあげて『梵網經』の四衆とは謗法者以外の四衆であると答えられている。これに続いて、仏の誠めとして『涅槃經』寿命品の「我涅槃後隨其方面有持戒比丘威儀具足護持正法見壞法者即能駁遣呵責徵治。當知是人得福無量不可稱計。」と「若善比丘見壞法者置不呵責駁遣挙處當知是人仏法中怨。若能駁遣呵責挙處是我弟子真聲聞也」を引用されている。

そして、日蓮聖人はこの仏の誠めを受けて、次のように述べられている。

予為<sub>レ</sub>入<sub>シカ</sub>「仏弟子」一分<sub>ニ</sub>造<sub>リ</sub>此書<sub>ヲ</sub>「顕<sub>ハシ</sub>謗法失<sub>フ</sub>流<sub>ニ</sub>布<sub>ス</sub>世間<sub>ニ</sub>。願<sub>クハ</sub>十方仏陀於<sub>テ</sub>此書<sub>ヲ</sub>副<sub>ヘ</sub>力令<sub>メタマヘ</sub>止<sub>ニ</sub>大惡法<sub>ヲ</sub>流<sub>ス</sub>。布<sub>ヲ</sub>救<sub>ハ</sub>一切衆生之謗法<sub>上</sub>。<sup>(18)</sup>

日蓮聖人は『守護國家論』を著し、源空らの謗法の罪を明らかにして世間に弘めるのは、自分は仏弟子の一人に数えられたいがためであると、仏弟子としての自身の願いを込められている。さらに、十方の仏陀諸尊に向かって、どうかこの書物の流布に力を加えられて、大惡法の流布するのを止めて、一切衆生の謗法罪を救つていただきたいという願いを込められている。

このことから、眞の仏弟子となることを強く願い生き

たのが日蓮聖人の仏弟子としての生き方であったことがわかるのである。

そして、日蓮聖人の仏弟子としての行動が『守護國家論』を著すことであり、この行動は翌年の『立正安國論』の奏進へとつながっていくのである。

すなわち、日蓮聖人にとって、教主釈尊の真意に背くこと、仏法の中の怨となることは仏弟子としてあつてはならないことだったるのである。故に、日蓮聖人の不退転の法華經信仰は「仏法中怨」の四字に支えられていたと考えられる。

以上のことから、『守護國家論』は、破邪としての『選択集』批判の面だけではなく、日蓮聖人の仏弟子としての生き方、法華經の行者としての生き方が顕された書であることが確認できる。そして、日蓮聖人の仏弟子としての生き方を支えた「仏法中怨」の文とは聖人の不惜生命の生き方と深い関わりがあると考えることができるのである。

なお、『守護國家論』以降の日蓮聖人遺文における『涅槃經』寿命品の「仏法中怨」の引用については、今後の研究課題としたい。<sup>(19)</sup>

#### 四、おわりに

以上、日蓮聖人の初期の教学の重要な著述である『守護國家論』に、聖人の法華經の行者としての不惜生命の生き方に着目し、聖人の仏弟子としての願いである「仏法中怨」の引用について確認した。そこで、理解したことをまとめてみると、以下の三点である。

まず第一には、先行研究である久住謙是氏と高木豊氏の論稿を確認することによって、「仏法中怨」の一文が、聖人の謗法呵責と正法護持の側面と仏弟子としての生き方を支える文であることが、改めて確認できたことである。

第二には、日蓮聖人の遺文中における「仏法中怨」の引用文は、正元元年の『守護國家論』から弘安二年の『滝泉寺申状』までの十遺文があげられ、生涯を通して引用されていることである。

第三には、『守護國家論』における「仏法中怨」の引用文の内容を尋ねてみると、日蓮聖人が眞の仏弟子を目指されるという強い願いを持っていたことである。

以上のことから、『涅槃經』寿命品の「若善比丘、見壞法者、置不呵責駆遣擧處、當知、是人仏法中怨、若能

駆遣呵責挙処、是我弟子真声聞也」の文における「是我弟子真声聞也」という仏の言葉は、日蓮聖人にとって仏弟子としての自身はどうあるべきかの指針であり、ここに説かれている「是我弟子真声聞」になりたいという日蓮聖人の強い思いがあつたことが理解できる。そして、この強い思いが日蓮聖人の法華經弘通の源となり、不惜身命の生き方を支えていたと考えられる。

つまり、日蓮聖人にとって仏の誠めの言葉である「仏法中怨」は、聖人がその生涯を通して引用されていることからも、常に聖人はその誠めを自身の心の内に置かれていたのではないかと考えられる。

### 註

(1) 茂田井教亨著『觀心本尊抄研究序説』(昭和三十九年一月)、浅井円道稿「五義判の形成過程の考察—五義の発表まで—」(『大崎学報』第一一八号、昭和三十九年十月)、日野学誠稿「『守護國家論』における五義の説示」(『日蓮教学研究所紀要』第三十三号、平成十八年三月)。

(2) H・G・ラモント稿「日蓮思想における『守護國家論』とその役割」(『日蓮宗の諸問題』昭和五十年五月)、石指浩絃稿「日蓮聖人遺文における『守護國家論』の位置」(『日蓮教学研究所紀要』第九号、昭和五十七年三月)、関受容「『守護國家論』をめぐって—」(和歌森太郎先生還

戸堯海稿「『守護國家論』と『報恩抄』の関連」(『印度學佛教學研究』第三十九号(一)、平成二年十二月)、笛津海道稿「『守護國家論』に見られる日蓮聖人の淨土觀」(『日蓮教学研究所紀要』第十八号、平成三年三月)。

(3) 池上潔稿「日蓮上人の初期における宗教思想の展開に就いて」(『立正史学』第十八号、昭和三十一年一月)、小松邦彰稿「日蓮聖人初期の教學について」(『印度學佛教學研究』第十五号、昭和四十二年三月)、小松邦彰稿「守護國家論の一考察」(『大崎学報』第二一五号、昭和四十六年七月)、田村晃祐稿「日蓮の『選択集』批判について—『守護國家論』を中心として—」(『東洋学研究』第十四号、昭和五十五年三月)、望月成浩稿「『守護國家論』の一考察—立正安國の前提条件—」(『仏教學論集』第十九号、平成二年三月)、渡邊寶陽稿「日蓮の初期教學の課題」(塚本啓祥教授還暦記念論文集刊行会編『知の邂逅—仏教と科学』平成五年三月)、浅井円道稿「守護國家論と摧邪輪」(勝呂信静博士古稀記念論文集)、平成八年二月)、岩田親靜稿「『守護國家論』に関する一考察—『摧邪輪』との関連を中心として—」(『印度學佛教學研究』第五十号(一)、平成十三年十二月)。

(4) 久住謙是稿「日蓮聖人の正法護持における涅槃經引用について」(『印度學佛教學研究』第二十一号(一)、昭和四十八年三月)、高木豊稿「初期日蓮における『涅槃經』の

歴記念論文集編集委員会編『古代・中世の社会と民俗文化』

昭和五十一年一月、『鎌倉仏教史研究』昭和五十七年七月

再収)、関戸啓造稿「日蓮聖人の『涅槃經』引用の一考察」

『一乗要決』との関連について—(『日蓮教学研究所紀要』第十号、昭和五十八年三月)、関戸堯海稿「日蓮聖人と涅槃經—闡提成仏をめぐる『開目抄』と『一乗要決』の関連を中心に—」(『印度學佛教學研究』第三十三号(一)、昭和五十九年十二月)、関戸堀海稿「日蓮聖人の涅槃經引用」(『大崎学報』第一四〇号、昭和六十年十二月)、関戸

堀海稿「鎌倉新仏教における涅槃經受容の一侧面—源信と親鸞・日蓮—」(『印度學佛教學研究』第三十五号(一)、昭和六十一年十二月)、関戸堀海稿「『一乗要決』と『守護國家論』の関連」(『印度學佛教學研究』第四十四号、平成七年十一月)。

(5)『涅槃經』三卷寿命品第一の三『大正新脩大藏經』(以下『正藏』)十二卷三八一頁a

(6)『涅槃經』四卷如来性品第四の一『正藏』十二卷三八六

頁b

(7)『涅槃經』四卷如来性品第四の一『正藏』十二卷三八六  
頁b

(8)『涅槃經』四卷如来性品第四の一『正藏』十二卷三八六

頁b

(9)『涅槃經』二十二卷光明遍照高貴德王菩薩品第十の二  
『正藏』十二卷四九七頁c

(10)真蹟完存・曾存・断片現存・断簡現存・直弟写本現存の遺文に限定。

(11)註(5)に同じ。

(12)正元二年『災難興起由來』、正元二年『災難対治鈔』、文應元年『立正安國論』、文永九年『開目抄』、文永九年『真言諸宗違目』、文永十二年『大田殿許御書』、建治三年『賴基陳狀』、建治・弘安の交『立正安國論(広本)』、弘安二年『滝泉寺申状』である。

(13)小松邦彰氏の論稿「立正安國論小考—日蓮聖人における政治と宗教—」(『日蓮教学の諸問題』昭和四十九年十一月)において『立正安國論』の「仏法中怨」の引用について触れられている。

(14)『昭和定本』九〇頁

(15)『昭和定本』一一六頁

(16)日蓮聖人は『守護國家論』において經典を仏の「遺言」、「金言」等と表現され、「法華經釈迦牟尼仏也」(『昭和定本』一二三頁)と法と仏は一体であると述べられている。

(17)戸頃重基・高木豊編『日本思想大系14日蓮』(岩波書店、一九七〇年)、日蓮宗事典刊行委員会『日蓮宗事典』(東京堂出版、一九八一年)、渡邊寶陽・小松邦彰編『日蓮聖人全集』第一卷宗義1(春秋社、一九九二年)等、参照。

(18)『昭和定本』一一九頁

(19)日蓮聖人遺文中における『涅槃經』寿命品の「仏法中怨」の引用については、鈴木一成氏が昭和十八年から昭和十九

年に「身延入山の理由とその表現—日蓮聖人伝論考—」  
（『法華』第三十卷十二号、第三十一卷三号、第三十一卷四  
号、第三十一卷六号）という四回にわたる論稿において、  
聖人の身延入山理由の一つとして聖人の与同罪の面から考  
察されている。また、原慎定氏が「日蓮聖人における「受  
難」の意義」（『日蓮教学研究所紀要』第二十五号、平成十  
年三月）という論稿において、聖人の受難克服の面から考  
察されている。